

(19) 新秋木工業株式会社

ア. 事業者の概要

新秋木工業の前身は明治40年に当時の能代挽板、能代材木、秋田製材を合併して設立された秋田木材である。昭和18年に秋木工業に名称変更するとともに、日本プライウッドを吸収合併し、合板事業に進出した。さらに昭和46年にパーティクルボード工場を建設、また、昭和59年にセイホクグループ傘下に入り新秋木工業として再出発した。その後、塗装、加工、輸送、廃棄物処理を行う関連企業を設立するとともに、平成13年には秋田プライウッドとの合併で合板販売企業としてアイプライを設立している。

なお、同社は合板としては型枠用合板、塗装型枠用合板、構造用合板などを製造しているが、今回のラベリング実証事業では、12mm複合ウレタン塗装型枠用合板3000枚が対象になった。

これら合板の原料は70%が針葉樹で、このうち65%程度が国産材であり、残りの35%は米材とロシア材である。ロシア材には丸太のほかに単板も含まれるが、これらはみなFSC認証材である。全体の30%は広葉樹であり、これらの中にはマレーシア材丸太、ソロモン材丸太のほかカメレレ、ユーカリ、ターミナリアといった熱帯産早生樹が含まれる。今回のラベリング実証事業の対象となった塗装型枠合板の原料は国産針葉樹とマレーシア産広葉樹であった。なお、同社はFSC認証を取得している。

国産材は主に秋田県森林組合連合会のほか、近県の森林組合連合会から調達しているが、ほかに素材生産業者からの調達もある。これら国産材については合法性証明のついているものもあるが、一部に県産材認証との混乱が見られた。外材については商社経由で調達しており、これらには合法性証明書が添付されていた。

同社の合法木材の調達・供給方針は、それぞれ「出来るだけ合法木材にする」であるが、実態を見ると調達については合法木材が多く、これについては合法性証明を確認しているものの、供給については顧客から要求のあったときだけ証明書を発行しており、年数回と極めて少ない。なお同社の合板販売は、関連企業であるアイプライを通して行われている。

今回の実証事業で行われたラベリングの表示手法はローラによる製品裏面への刷り込みの他、梱包へのシールの添付であった。ローラーについてはゴム製の印字ロールの作成費として30,000円程度の費用がかかった。なお今後ラベリングが本格化した時には、梱包へのシール添付は変わらないが、ローラー方式をインクジェット方式に変えたいとしている。

今後、ラベリングが一般化すれば、在庫管理、分別管理などの面で、また営業戦略上、有効であると考えられている。合法木材の普及には、川下における認識の高まりが必要であり、ラベリングの実施がこれにとって効果をもたらさずと思う。但し、顧客に対する「合法なもの」と、「合法でないもの」との説明が難しい。「合法でないもの」は現在行われている合法木材推進の流れからはずれたものであるが、顧客にとってみれば「違法なもの」と受け取ってしまう。これについては今後の検討が必要になる。

イ. 製品取扱企業A社

今回、新秋木工業のラベリング製品の販売先の1つになったA社は青森県に本社を置く企業で、主に建築・土木資材の販売、住宅設備機器の販売及び施工、住宅建築などを行うとともに、住宅建築へのサポートとしてハウジング加工センターでのプレカット加工を行っている。創業は大正10年で、当時は主に金属類を扱っていたが、その後現在の業態になるとともに、東北地域を中心として各地に支店及び関連企業を設置している。

建築資材は東北4県を中心に、ゼネコン、ハウスメーカー、地場工務店、ホームセンターなどへの販売を行っており、また、プレカットは年間400棟程度の加工を行っている。なお、同社ではハウジング加工センターが日本合板商業組合を認定団体として、合法木材供給事業者の認定を取得している同社の合法木材に対する方針は、調達、供給ともに「全て合法木材にする」であるが、調達については「合法木材が多い」というのが実態である。合板については合法木材供給認定事業者である大手合板メーカー数社からの調達なので、全量合法木材は可能であるが、製材品、集成材では合法木材の調達が難しいとされた。入荷の際の合法性証明のチェックはあまり行われていないようである。同時に、合法木材証明と県産材証明との混乱が見受けられる。

供給については、要求のあったときだけ証明書を発行することになっているが、実際にはこのような要求はこれまでほとんどなく、プレカットでは県産材住宅の1棟だけだったといわれる。但し、青森県産材認定制度の要件に合法性が含まれているかどうかの確認が必要である。

同社が今回取り扱ったのは、12mmウレタン塗装型枠用合板400枚であり、1月23日に納品されたが、ヒアリングの時点（2月8日）ではまだ荷動きはなかった。

アイプライからは、これに先立って担当者が訪れ、ラベリング実証事業の説明を行っている。また、その時、合法マーク説明用チラシも手渡されたが、従来から合法木材に関するPRを顧客に向けて行っていないため、社内で使っただけである。

同社は、今後、ラベリングが一般化されれば、顧客へのPRを行っていききたいし、PRすることが合法木材の普及につながると考えている。また、今後一般化されたときにプレカット加工の際にマークが失われることに関しては、再度シールを貼付することは可能であるとしている。

なお、現状では、合法木材に関する分別管理は手間がかかるということで実施していないようであったが、このあたりの取組の改善がとりあえず必要になる。



写真2 (19) 1
ローラー印字のゴム版



写真2 (19) 2
梱包へのラベリング